

バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書の提出について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおりに提出します。

平成30年3月2日

戸田市議会議長 三浦芳一様

提出者	戸田市議会議員	手塚静枝
賛成者	〃	むとう葉子
〃	〃	本田哲
〃	〃	金野桃子
〃	〃	石川清明
〃	〃	馬場栄一郎
〃	〃	榎本守明
〃	〃	伊東秀浩
〃	〃	山崎雅俊

## 議員提出議案第1号

### バリアフリー法の改正及びその円滑な施行を求める意見書

新バリアフリー法施行から10年以上が経過し、バリアフリー化は一定程度進展を見せているところである。

しかしながら、急速に地域の人口減少・少子高齢化が進む中で、地域の一体的バリアフリー化のニーズはますます高まっているにもかかわらず、全国の市町村においてはさまざまな事情から基本構想等の作成が進まない地域もある。

また、公共交通事業者の既存施設のバリアフリー化や、接遇のあり方について、一層の向上が急務となっている。

2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、これを契機とした共生社会の実現をレガシーとすべく、また、政府の一億総活躍社会の実現を具体化するため、東京のみならず全国各地の一層のバリアフリー化が進められる必要がある。そのためには、バリアフリー法を改正し、制度面から地域の抱える課題の解決を目指すことが不可欠である。

政府は、平成29年2月に関係閣僚会議において決定された「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づき、同法の改正を含むバリアフリー施策の見直しを進めていると聞く。

こうした状況を踏まえ、政府におかれては、全国各地のバリアフリー水準の底上げに向けて、同法の改正及びその円滑な施行を確実に実施するよう、また、その際には下記について措置するよう求めるものである。

#### 記

1. 地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
2. 公共交通事業者がハード・ソフト一体的な取り組みを計画的に進める枠組みについて検討すること。
3. バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障がい者等の意見を聞くような仕組みを検討すること。あわせて、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深めるとともに、その協力を求めるよう国として教育活動、広報活動等に努めること。
4. バリアフリー法改正後、速やかな施行を行う観点から、改正内容について、十分に周知を行うこと。
5. 適切な財政措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月12日

埼玉県戸田市議会

内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣 様

洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書の提出について

上記のことについて、戸田市議会会議規則第14条第1項の規定により、裏面のとおり提出します。

平成30年3月2日

戸田市議会議長 三浦芳一様

提出者	戸田市議会議員	馬場 栄一郎
賛成者	〃	むとう 葉子
〃	〃	本田 哲
〃	〃	金野 桃子
〃	〃	石川 清明
〃	〃	手塚 静枝
〃	〃	榎本 守明
〃	〃	伊東 秀浩
〃	〃	山崎 雅俊

## 議員提出議案第 2 号

洪水回避等を目的とした流量確保のための中小河川の河道掘削の予算の確保を求める意見書

一昨年 8 月の北海道・東北豪雨や、昨年 7 月の九州北部豪雨など、近年、地方における中小河川の被害として、土砂の流出による河床上昇や流木等による橋梁での河道埋塞が発生しており、まさしく河床が上がっていることが洪水発生の一つの原因となっている。

しかし、これまでの都道府県及び市町村が管理する河川の流量確保のための河道掘削については、維持補修の範囲として、おのおのの単費予算で行われており、遅々として進んでいないのが実情であった。

そのような中、国土交通省は、今回、中小河川の豪雨対策を強化するため、全国の中小河川の緊急点検の結果を踏まえた「中小河川緊急治水対策プロジェクト」を取りまとめ、中小河川の河道掘削についても再度の氾濫防止対策の一つとして緊急治水対策プロジェクトに盛り込んだ。

しかし、この緊急治水対策プロジェクトは、おおむね 3 カ年の時限的措置であり、河道掘削の対策箇所についても「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴がある区間」と限られている。

よって政府においては、今回の緊急治水対策プロジェクトが、中小河川を管理する地方自治体にとって真に活用しやすい施策となるよう、下記の事項について取り組むことを強く求める。

### 記

1. 河道掘削を含む「中小河川緊急治水対策プロジェクト」については、平成 29 年度補正予算で約 1,300 億円が盛り込まれているが、次年度以降についても、地方自治体の要望を踏まえ、十分な予算を確保すること。
2. 「中小河川緊急治水対策プロジェクト」では、河道掘削の対策箇所を「重要水防区間のうち、近年、洪水により被災した履歴があり、再度の氾濫により多数の家屋や重要な施設の浸水被害が想定される区間」と限定しているが、今後は、中小河川を管理する地方自治体がより柔軟な対応ができるよう、対策箇所の拡大も含め検討すること。また、国直轄河川の河道掘削についても、周辺自治体の要望を踏まえ、必要な対策を行うこと。
3. 今回の「中小河川緊急治水対策プロジェクト」は、おおむね 3 カ年の時限的措置であるが、「防災・安全交付金」を活用した中小河川の河道掘削については、恒久的な制度となるよう検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 3 月 12 日

埼玉県戸田市議会

内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣 様